



法令解説

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正について

消防庁危険物保安室

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布され、消防関係の手数料のうち危険物施設の設置許可等に係る手数料については令和6年4月1日から、危険物取扱者試験及び消防設備士試験並びに危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る手数料については周知期間等を考慮して同年5月1日から新たな手数料が施行されることとなりました。

以下、本改正の概要をご紹介します。

1. 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の概要について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができることとされました。その手数料について、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めることとされています（地方自治法第227条及び第228条第1項）。

当該政令が、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）であり、標準令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われています。令和5年度は、当該見直し年度に該当するため、手数料の標準額の見直しを行い、現行の手数料と実費との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について改正を行ったものです。

2. 危険物施設の設置許可等に係る手数料について

(1) 事務概要

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）において、製造所等を設置しようとする者は、市町村長等から設置許可を受けなければならないとされています（法第11条第1項）。設置の許可に関する事務に係る手数料については、標準令において標準額が定められています。

(2) 手数料改正理由

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査に関する事務に係る手数料について、主に以下の2点の理由により標準額を引き上げる改正を行いました（標準令本則の表16の項の2）。

- ・直近の件単価、消費者物価指数の変動の反映
 - ・浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策の強化により、加圧漏れ試験や超音波板厚測定等の詳細点検が実施されるようになったことに伴う、審査所要時間の増加の反映
- なお、改正を行う事務ごとの改定額は表①のとおりです。

3. 危険物取扱者試験及び消防設備士試験に係る手数料について

(1) 事務概要

危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行われるものであり（法第13条の3第1項）、甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験に分類されます（同条第2項）。

また、消防設備士試験は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について行われるものであり（法第17条の8第1項）、甲種消防設備士試験及び乙種消防設備士試験に分類されます（同条第2項）。

両試験は、試験の種類ごとに、毎年1回以上、都道府県知事が行うこととされていますが、都道府県知事は、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に試験の実施に関する事務を行わせることができ（法第13条の5第1項及び第17条の9第1項）、全ての都道府県から（一財）消防試験研究センターに事務が委任されています。

なお、都道府県は、試験に係る手数料を徴収する場合においては、消防試験研究センターが行う試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を消防試験研究センターに納めさせ、その収入とすることができることとされています（法第16条の4第4項及び法第17条の11第3項）。

(2) 手数料改定理由

試験事務に係る手数料について、主に以下の4点の理由により標準額を引き上げる改正を行いました（標準令本則の表21の項の4及び23の項の4）。

- ・直近の人件費単価、消費者物価指数の変動の反映
- ・感染症対策と受験者の利便性向上のため、平成28年度の試験回数と比較して、令和4年度の試験回数が増加したことに伴う、会場費等の増加の反映
- ・（消防設備士試験のみ）近年の法令改正による試験問題の複雑化に伴う、実技試験の採点時間の増加の反映
- ・（危険物取扱者試験のみ）受験申請者数が減少したことに伴う、受験申請者1人当たりに係る人件費及び物件費の増加の反映

なお、改正を行う事務ごとの改定額は表②のとおりです。

4 危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る手数料について

(1) 事務概要

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならず（法第10条第1項）、製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないこととされています（法第13条第3項）。

危険物取扱者は、甲種、乙種及び丙種に分類され（法第13条の2第1項）、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされています（法第13条の23）。

(2) 手数料改定理由

講習事務に係る手数料について、主に以下の3点の理由により標準額を引き上げる改正を行いました（標準令本則の表21の項の5）。

- ・直近の人件費単価、消費者物価指数の変動の反映
- ・感染症対策と受講者の利便性向上のために講習回数が増加していることに伴う、会場費等の増加の反映
- ・危険物規制に係る最新動向の反映等の内容の充実や物価の上昇に伴う、教材購入費の増加の反映

なお、改正を行う事務ごとの改定額は表②のとおりです。

表①

○浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料

(単位：円)

区分	危険物の貯蔵最大数量	現行手数料	改定額	増減
浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所の設置の 許可の申請 に係る審査	1,000kl 以上 5,000kl 未満	1,180,000	1,450,000	270,000
	5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,410,000	1,720,000	310,000
	10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,590,000	1,920,000	330,000
	50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,950,000	2,360,000	410,000
	100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,270,000	2,740,000	470,000
	200,000kl 以上 300,000kl 未満	4,550,000	5,640,000	1,090,000
	300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,820,000	7,240,000	1,420,000
	400,000kl 以上	7,070,000	8,790,000	1,720,000

表②

○危険物取扱者・消防設備士の試験及び危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る手数料

(単位：円)

区分		現行手数料	改定額	増減
危険物取扱者	甲種	6,600	7,200	600
	乙種	4,600	5,300	700
	丙種	3,700	4,200	500
消防設備士	甲種	5,700	6,600	900
	乙種	3,800	4,400	600
危険物の取扱作業の保安に関する講習		4,700	5,300	600